

## 埼玉県新型インフルエンザ等対策推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 埼玉県における新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等、及び国内外で発生した鳥インフルエンザ等のうちそれにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがある感染症で、県民生活に大きな影響を及ぼすものをいう。）への対策を推進するため、埼玉県新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項に関する情報収集及び県の対応方針を協議する。

- (1) 新型インフルエンザ等の発生状況に関する事項
- (2) 新型インフルエンザ等の患者発生時の医療に関する事項
- (3) 新型インフルエンザ等のまん延防止策に関する事項
- (4) その他新型インフルエンザ等対策に関する事項

### (構成)

第3条 推進会議は、別表に掲げる職にある者を委員として構成する。

- 2 議長は、保健医療部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副議長は、危機管理防災部副部長の職にある者をもって充てる。
- 4 議長が必要と認めるときは、推進会議の議事に関し、学識経験を有する者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

### (会議)

第4条 議長は、新型インフルエンザ等の発生その他必要があると認めるときは、会議を開催し、第2条各号に掲げる事項を検討しなければならない。

- 2 議長は、推進会議を主宰する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (対策本部への報告)

第5条 議長は、前条第1項に掲げる場合のほか、埼玉県新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年埼玉県条例第18号）が定める埼玉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）が設置された場合に、埼玉県新型インフルエンザ等対策本部長（以下、「本部長」という。）から特定の事項を付議されたときは、推進会議を開催し、これを協議しなければならない。

- 2 議長は、前項の協議を終了したときは、結果を直ちに本部長へ報告しなければならない。

### (庶務担当)

第6条 推進会議の庶務は、保健医療部感染症対策課感染症対策幹が処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年6月25日から施行する。
- 2 「埼玉県新型インフルエンザ対策推進部会設置要綱」(平成22年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

保健医療部	保健医療部長、保健医療部副部長、食品安全局長、地域包括ケア局長、保健医療部各課長、衛生研究所長
危機管理防災部	危機管理防災部副部長 危機管理課長、消防防災課長
企画財政部	企画総務課長、交通政策課長
総務部	人事課長、職員健康支援課長、学事課長
県民生活部	広聴広報課長、国際課長、ラグビーワールドカップ 2019 大会課長、オリンピック・パラリンピック課長
環境部	環境政策課長、みどり自然課長
福祉部	福祉政策課長、社会福祉課長、高齢者福祉課長、地域包括ケア課長、障害者福祉推進課長、障害者支援課長、少子政策課長、こども安全課長
産業労働部	産業労働政策課長
農林部	農業政策課長、畜産安全課長
県土整備部	県土整備政策課長
都市整備部	都市整備政策課長
会計管理者	出納総務課長
企業局	総務課長
病院局	経営管理課長
下水道局	下水道管理課長
議会事務局	総務課長
監査事務局	監査第一課長
人事委員会事務局	総務給与課長
労働委員会事務局	審査調整課長
教育局	教育総務部総務課長、県立学校部県立学校人事課長、

保健体育課長、市町村支援部小中学校人事課長  
警察本部 警務部警務課長、厚生課長、警備部危機管理課長